

流山市農業委員会
平成30年第11回
総会議事録

平成30年11月9日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成30年第11回総会議事録

1 期 日 平成30年11月9日(金)

2 場 所 流山市役所305会議室

3 議長名 水代 啓司

4 署名委員 1番 鈴木 亨
2番 金子 孝博

5 出席委員・推進委員(委員12名/推進委員4名)

1番 鈴木 亨	2番 金子 孝博
3番 中嶋 清	4番 小菅 康男
5番 染谷 一嘉	6番 石井 保
7番 吉田 達弘	8番 岡田 長政
9番 山崎 日出男	10番 小嶋 悦子
11番 小倉 節子	12番 水代 啓司
推進委員 秋元 正	推進委員 酒巻 孝美
推進委員 小林 常男	推進委員 増田 正美

6 欠席委員・推進委員(委員0名/推進委員0名)

7 書記名 副主査 斉藤 恒夫

8 事務局 事務局長 亀山 隆弘
事務局次長 秋元 学
事務局次長補佐 田村 敏一

9 会議目次

(1)議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について……………	1
(2)議案第46号 農用地利用集積計画の決定について……………	3
(3)報告第31号 合意解約の通知について……………	4
(4)報告第32号 専決処理の報告について……………	5

▲開会 午後2時57分

○水代議長 それでは、ただ今から平成30年第11回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることを、ご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代議長 異議なしと認めます。

1番 鈴木委員、2番 金子委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。秋元次長。

◎秋元次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧くださいと思います。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」及び議案第46号「農用地利用集積計画の決定について」の2議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第31号「合意解約の通知について」及び報告第32号「専決処理の報告について」報告させていただきたいと思います。

説明は、以上です。よろしくをお願いします。

○水代議長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代議長 なしと認めます。

○水代議長 これより議事に入ります。

議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第45号

農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

平成30年11月9日提出

議案の1番の権利者は、流山市大字平方の方で、職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市平方の田畑各1筆、合計面積は1,925平方メー

トルです。

申請事由ですが、農業経営規模拡大のため、売買により取得するものです。

議案案内図につきましては、1ページと2ページにございますので、併せてご参照ください。

続きまして、議案の2番の権利者は、流山市名都借の方で、職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市野々下1丁目の田1筆、面積は1,993平方メートルです。

申請事由ですが、農業経営規模拡大のため、売買により取得するものです。

議案案内図については、3ページにございますので、併せてご参照ください。

続きまして、議案の3番の権利者は、流山市名都借の方で、職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市名都借の畑3筆、合計面積は1,444平方メートルです。

申請事由ですが、営農意欲の向上のため、贈与するものです。

議案案内図については、4ページと5ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の農地法第3条許可申請は、以上の3件です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は3件であります。

本案については、現地調査及び関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。

議案の1番の申請地は、東武線江戸川台駅の西約2キロメートルに位置している田畑2筆で、合計面積は1,925平方メートルであります。

申請理由は、農業経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。ちなみに、売買価格は総額で500万円とのことでした。

次に、申請地の田は、稲刈り済みで、畑は耕起済みの状況でした。

権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は、約0.6ヘクタールで、農業従事者は2名です。

続きまして、議案の2番についてご報告いたします。

申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス流山セントラルパーク駅の北東約900メートルに位置している田1筆で、面積は1,993平方メートルであります。

申請理由は、農業経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。ちなみに、売買価格は総額で約3,000万円とのことでした。

申請地の田は、田植えがされていませんでしたが、適正に保全管理されておま

す。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は、約2.3ヘクタールで、農業従事者は3名です。

続きまして、議案の3番についてご報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、常磐線南柏駅の西約1キロメートルに位置している畑3筆で、合計面積は1,444平方メートルであります。

申請理由は、農業経営意欲の向上のため、贈与するものであります。

申請地の畑は作付け中の状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は、約1.7ヘクタールで、農業従事者は4名です。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、それぞれ許可相当と結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第45号について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第45号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代議長 次に、議案第46号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第46号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。

平成30年11月9日提出

議案1番と2番の権利者は同一人のため、一括して説明いたします。

権利者は、流山市大字平方にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、流山市平方にあります田7筆で、合計面積は3,826平方メートルです。

利用権の設定期間については、議案の1番は新規により6年間、議案の2番は更新により3年間で、移転の原因は、賃貸借です。

本件の議案案内図については、6ページと7ページでございますので、併せてご参照ください。

今月の農用地利用集積は以上です。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第46号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。

今月の案件は、新規及び更新が各1件の2件であります。

議案の1番と2番は、同一権利者の案件であることから、一括してご報告いたします。

議案の1番は、新規により6年間、議案の2番は、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は48歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は300日であります。

申請地については、写真のとおりで、稲刈り済の状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第46号について、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第46号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代議長 次に、報告第31号「合意解約の通知について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の4ページをお開きください。

報告第31号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成30年11月9日報告

合意解約が行われました1番の農地につきましては、流山市小屋にあります田1筆、面積は1,031平方メートルで、合意解約通知書の受付日は、本年10月12日です。

この報告の議案案内図につきましては、8ページでございますので、ご参照ください。

続きまして、2番の農地は、流山市北にあります畑1筆、面積は211平方メートルで、合意解約通知書の受付日は、本年10月15日であります。

この報告の議案案内図につきましては、9ページでございますので、ご参照ください。

今月の合意解約のご報告につきましては、以上です。

よろしく申し上げます。

○水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第32号「専決処理の報告について」報告を求めます。
秋元次長。

◎秋元次長 議案書の5ページをご覧ください。

報告第32号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年11月9日報告

最初に、1の農地法第3条の3の規定による届出について、ご報告いたします。

今月の農地法第3条の3の届出のご報告は、1件、7筆、面積2,835.09平方メートル。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の6ページをお開きください。

2の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。

今月の農地法第4条の届出のご報告は、8件、9筆、面積3,275平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、3の農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。

今月の農地法第5条の届出のご報告は、28件、71筆、面積28,772.54平方メ

ートルであります。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の7ページをご覧ください。

今月ご報告の農地法第4条・第5条届出の集計表になります。

第4条につきましては、住宅用地が6件、その他の建物施設用地が2件の計8件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が18件、マンションの区分所有が7件、その他の建物施設用地が3件の計28件の届出がありました。

今月の専決処理のご報告は、以上です。よろしく申し上げます。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成30年第11回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただき、ありがとうございました。

△閉会 午後3時12分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成30年11月9日

流山市農業委員会長	水代啓司
流山市農業委員会委員	鈴木亨
流山市農業委員会委員	金子孝博